

平成19年度制度金融一覧表（商工労働部所管分：保証協会の申込受付が平成19年10月1日以降の場合）

H19.12.1現在

制度名	融資対象	資金用途	融 資 条 件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
			限度額	期間 (うち据置期間)	利率(年)	担保	付保	保証料(年)			
(設備投資、経営革新、新規創業等に) 構造改革支援資金	地域商工業活性化融資	[一般分] 工場、店舗、福利厚生施設、駐車場等の増設等 や機械設備、店舗設備等の導入を行う者で投資総額500万円以上のもの	設備資金 50,000 (特認 200,000)	15年以内 (2年以内)	2.20以内(付保の場合1.80) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利2.15以内(付保の場合1.75)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.41~1.43)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	経 営 支 援 課
		[商業振興分] 大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する中小事業者等で上記の設備投資を行うもの	事業資金 50,000 (特認 200,000) ただし、運転資金は10,000千円まで	設備 15年以内 (2年以内) 7年以内 (1年以内)	2.00以内(付保の場合1.60) ただし、期間が10年超の場合は、 変動金利1.95以内(付保の場合1.55)						
		[企業活性化支援分] 新製品開発、新分野開拓などの構造改革への対応を行うもの 受注の確保、販売の促進などの事業拡大を行うもの 企業のイメージアップ、人材育成などの企業体質の改善を行うもの	運転資金 30,000 ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、合計200,000千円の範囲内	5年以内 (1年以内)	2.20以内 (付保の場合1.80)						
	経営革新等支援融資	[経営革新支援分] 法律の規定に基づき、経営革新計画を作成し知事又は大臣の承認を受けたもの	事業資金 200,000 ただし、運転資金は50,000千円まで	設備 15年以内 (3年以内) 7年以内 (1年以内)	2.00以内 (付保の場合1.60)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.60)	みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	経営革新計画の承認書を添えて取扱金融機関	
		[海外展開支援分] 県内における事業規模の縮小等を伴わずに実施する海外での生産等に係る事業所の設置や、販路開拓等を行うもの			変動金利1.95以内 (付保の場合1.55)					左記の企業について保証付きの場合	
[情報技術活用支援分] 企業内外ネットワークの整備等による業務の効率化及び生産工程の自動化等による生産の効率化を図るための情報技術(IT)化投資を行う者で、その投資額が500万円以上であるもの		400,000 ただし、運転資金は100,000千円まで			1.90以内 (付保の場合1.50)					無担保枠 180,000千円	保証協会の定める率 (0.33~1.35)
事業転換支援融資	3年以上同一の事業を行っている者で、中小企業再生・事業転換支援プログラムの対象者で、現在行っている事業を廃止し、他業種へ事業転換を行うもの 他業種に属する事業を開始し、新たに開始する事業の売上高が、5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの	事業資金 50,000 (特認 200,000) ただし、運転資金は20,000千円まで	設備 15年以内 (3年以内) 7年以内 (1年以内)	2.00以内 (付保の場合1.60) 変動金利1.95以内 (付保の場合1.55)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.41~1.43)	商工会議所、商工会又は(財)石川県産業創出支援機構の認定書を添えて取扱金融機関			
創業者支援融資	新たに中小企業者として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む)であって、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであり、かつ、小口零細融資(創業者支援分)の融資残高を有しない者であること(ただし、創業支援プログラム対象企業及び革新的ベンチャー企業創出育成支援事業対象企業を除く)。 ただし、事業開始前の場合は、事業費の1/5以上の自己資金が必要(創業支援プログラム及び革新的ベンチャー企業創出支援事業の対象企業は事業費の1/10以上の自己資金が必要)。	事業資金 20,000 (ただし、運転資金は10,000千円まで) 【創業支援プログラム対象企業等の場合】 40,000 (ただし、運転資金は20,000千円まで) ただし、小口零細融資(創業者支援分)との合計で40,000千円(運転資金については20,000千円)を超えないものとする。	設備 7年以内 (1年以内) 7年以内 (1年以内)	2.20以内 【中高年齢者創業支援分】 ただし、45歳以上の開業者については1.90以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率 (0.41~1.43)	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関			
(売上げ減少、災害対策等経営安定に) 経営安定支援資金	小口零細融資	[零細分] 小規模事業者(従業員20人(商業・サービス業5人)以内) [創業者支援分] 新たに小規模事業者として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む)であって、開始しようとする事業に着手していることが客観的に明らかであるもの。	事業資金 12,500	設備 7年以内 (1年以内) 5年以内 (1年以内)	2.10以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率 (0.13~1.34)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課	
			限度額	期間 (うち据置期間)	利率(年)	担保	付保	保証料(年)				
(売上げ減少、災害対策等経営安定に) 経営安定支援資金	小口融資	商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって従業員40名以内(商業・サービス業10名以内) ・特別小口(無保証人)の場合 ・小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))等 ・当座貸越の場合 小口融資利用者のうち、一定の財務要件等を満たすもの 季節資金は、小規模企業者(従業員20名以内(商業・サービス業5名以内))	事業資金	15,000 無保証人の場合 (特別分) 12,500 当座貸越の場合 (当座貸越分) 5,000 ただし、一般分、特別分、当座貸越分及び小口零細融資(零細分)の合計で15,000千円を超えないものとする。	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内	2.15以内 特別小口2.10以内 当座貸越 変動金利2.20以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率 (0.13~1.19) 無保証人の場合 (0.50)	原則として市町の指定する金融機関	商工会議所又は商工会を経由のうえ(当座貸越の場合は推薦書を添えて)取扱金融機関	経営
			季節資金 (益・年末)	3,000	6か月以内	2.15以内	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)	取扱金融機関		
	経営安定支援融資	[一般分] から のいずれかの要件を満たす者 売上減少率 最近3カ月10%以上 最近6カ月5%以上 欠損金 前期事業年度で税引後欠損金 本期事業年度で税引前欠損金見込 [特別分] 天候不順等の影響を受けているもの	運転資金	80,000	7年以内 (2年以内)	2.00以内 (付保の場合 1.55以内 SN保証利用の場合 1.50以内)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.13~1.19) SN保証 利用の場合 0.50)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工会の認定書を添えて取扱金融機関 ただし、再生支援分については、商工会議所、石川県商工会連合会、又は(財)石川県産業創出支援機構の推薦書を添えて取扱金融機関	支援
				[再生支援分] 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の支援チームの指導を受けているもの		80,000	1.60以内	原則として無担保	保証協会の定める率 (0.33~1.35)			
連鎖倒産防止・災害対策融資	国の指定する倒産事業者の関連中小企業者等以外の倒産事業者の関連中小企業者等	運転資金	事業資金	80,000 (特認 280,000)	7年以内 (1年以内) 実情に応じ10年以内 (1年以内)	2.25以内 ただし、期間が7年超の場合は、 変動金利2.15以内 (SN保証利用の場合 2.25以内)	保証協会所定の扱い	必須	SN保証 ~ 利用の場合 (0.80) SN保証 利 用の場合 (0.70)	市町長の認定書を添えて取扱金融機関 取扱金融機関	課	
			地震、火災、風水害等により被害を受けたもの	設備資金	1災害につき50,000	7年以内 (2年以内)	2.00以内	金融機関所定の扱い	任意			保証協会の定める率 (0.33~1.35) SN保証 利 用の場合 (0.70)

制度名	融資対象	資金使途	融資条件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課
			限度額	期間 (うち据置期間)	利率(年)	担保	付保	保証料(年)			
(被災企業の復旧・復興を緊急支援) 能登半島地震対策融資	[復旧支援分] 能登半島地震により、3市4町()内の事業所及び主要な事業用資産に被害を受けたもの等 (申込取扱期間:平成20年3月31日まで) [復興支援分] 3市4町()内の中小企業者で、能登半島地震により最近1カ月間の売上高が前年同期比で10%以上減少する見込があるもの (申込取扱期間:平成20年3月31日まで) 3市4町:災害救助法が適用となった七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	設備資金と付帯運転資金	100,000	10年以内 (2年以内) 15年以内 特認	1.00以内 ただし、 期間10年超の 復旧支援分と 期間7年超の 復興支援分は 変動金利1.70以内 (SN保証、 ※実情)	金融機関所定の扱い	必須	保証協会の定める率 (0.13~1.19) SN保証・災害関係保証利用の場合0.50	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	[復旧支援分で利子補助等を受けない場合] 市町長等の被災証明書等を添えて取扱金融機関 [それ以外の場合] 商工会議所、商工会の認定書、確認書等を添えて取扱金融機関	経営 支援 課
(県外企業の新規立地に) 企業立地促進融資	県外からの企業の新規立地で県が指定する用地(工場適地等)に立地し、雇用効果及び下請波及等の経済効果があるもの	設備資金	500,000 (投資額の2/3以内)	15年以内 (2年以内)	2.00以内 ただし、期間が 10年超の場合は、 変動金利1.95以内	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.33~1.35)		知事の認定書を添えて取扱金融機関	産業 立地
(労働関係) 勤労者育児・介護休業融資	育児・介護休業を取得中の者であって、育児・介護休業期間終了後、復職することが確実な者	生活資金	1,000	5年以内 (1年以内)	1.375	連帯保証人 1名	必須	0.18	労働金庫	取扱金融機関	労企 画 課

SN: セーフティネット

(観光交流局関係)

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融 資 条 件				信 用 保 証		取扱金融機関	融 資 申 込 先	所 管 課
			限 度 額	期 間 (うち据置期間)	利率(年)	担 保	付保	保証料(年)			
(観光関係設備資金)	観光施設整備資金	[一般分] 旅館(ビジネスホテルを含む)業者を構成員とする組合	千円 100,000 (特認 200,000)	10年以内 (3年以内)	% 2.20以内	金融機関所定の扱い	任意	% 保証協会の 定める率 (0.45~1.90)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫	取扱金融機関 特認の場合は知事の 認定書を添えて	観光 推進課
	民宿整備資金	県民宿協会の会員又は県民宿協会の推薦を受けた者	10,000	10年以内 (1年以内)	2.00以内						

(健康福祉部関係)

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融 資 条 件				信 用 保 証		取扱金融機関	融 資 申 込 先	所 管 課
			限 度 額	期 間 (うち据置期間)	利率(年)	担 保	付保	保証料(年)			
(バリアフリー関係)	バリアフリー施設整備促進融資	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例及び同規則に基づき、整備基準に適合した公益的施設の整備を行う事業者	千円 新築等 30,000 (工事費の20%以内) 改修 10,000	10年以内 (3年以内)	% 1.00以内	金融機関所定の扱い	任意	% 保証協会の 定める率 (0.33~1.35)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行 福邦銀行、信用金庫	知事の認定書を添えて 取扱金融機関	厚生 政策課

(環境部関係)

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融 資 条 件				信 用 保 証		取扱金融機関	融 資 申 込 先	所 管 課
			限 度 額	期 間 (うち据置期間)	利率(年)	担 保	付保	保証料(年)			
(環境保全関係)	環境保全資金	環境保全のための施設の設置等、知事の適格証明書の交付を受けた中小企業者又は組合	千円 50,000 (特認 100,000) ただし土壌汚染対策法 に基づく措置の場合 100,000	設備 10年以内 運転 5年以内	% 一般分 2.00以内 特利分 2.00以内	金融機関所定の扱い	任意	% 保証協会の 定める率 (0.33~1.35)	商工組合中央金庫 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行、三井住友銀行 北國銀行、北陸銀行 福井銀行、富山第一銀行	知事の適格証明書を 添えて取扱金融機関	環 境 政 策 課
(産業廃棄物処理関係)	産業廃棄物処理施設整備資金	産業廃棄物最終処分場又は産業廃棄物焼却施設の整備事業を行う中小企業者又は組合	産業廃棄物最終処分場 500,000 産業廃棄物焼却施設 100,000	10年以内 (2年以内)	2.00以内						

【問い合わせ先】

石川県商工労働部経営支援課(担当:金融グループ)
TEL(076)225-1522(直通)

石川県庁:〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL(076)225-1111(代表)

融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。
保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。

観光関係融資制度:石川県観光交流局観光推進課(担当:基盤整備グループ)
TEL(076)225-1542(直通)

労働関係融資制度:石川県商工労働部労働企画課(担当:企画・労働福祉グループ) 企業立地促進融資制度:石川県商工労働部産業立地課(企業誘致担当)
TEL(076)225-1531(直通) TEL(076)225-1517(直通)

バリアフリー関係:石川県健康福祉部厚生政策課(担当:管理・援護グループ)
融資制度 TEL(076)225-1411(直通)

環境保全関係融資制度:石川県環境部環境政策課(担当:企画管理グループ)
TEL(076)225-1461(直通)

産業廃棄物処理施設整備:石川県環境部廃棄物対策課(担当:審査グループ)
関係融資制度 TEL(076)225-1471(直通)